

## 保育ステーションの利用申込に関する重要事項の同意書

保育ステーションの利用申込に当たっては、以下の重要事項にご同意いただく必要があります。必ず全ての重要事項をお読みの上、署名をお願いします。

1. 保育ステーションの開所時間は、午前7時から午前9時、および午後4時30分から午後7時30分までになります。
2. 保育ステーションへの登園については、原則午前7時45分頃までをお願いします。
3. 次の場合は保育ステーションを利用できませんので、児童が在籍する指定保育所（以下「在籍園」という。）にご連絡のうえ、保護者が児童の送迎を行ってください。
  - (1) 在籍園の行事、在籍園での発熱・怪我等、または感染症が広く発生した場合等による、保育ステーションの送迎時間以外に登降園を行う場合
  - (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
4. お休み、遅刻、早退などにより予定している利用時間に登降園ができない場合は、必ず保育ステーションと在籍園の両方に連絡してください。
5. 保育ステーションでは、朝の健康観察を必ず受けていただきます。お子さまの体調によっては、保育ステーションの判断により、送迎保育をお断りする場合があります。
6. 在籍園とのコミュニケーションを直接行う機会の確保のため、在籍園で決められた方法により、日頃から連絡をとり、在籍園とご相談のうえ、月数回程度は在籍園に訪問するようにしてください。その他、在籍園の行事、懇談会、個人面談には積極的に参加するようにしてください。
7. 在籍園に必要な実費についての金銭の受取は、在籍園と直接行ってください。保育ステーションでは、現金の取次ぎは行いません。
8. 服用しなければいけないお薬がある場合は、連絡ノート等で在籍園と直接やり取りしてください。
9. 在籍園における忘れ物や荷物の取り違い等については、保育ステーションでは責任を負いかねますので、保護者が直接在籍園に連絡し対応してください。
10. 名簿作成等のため、保護者及び児童の氏名、住所等の個人情報については、鴻巣市、保育ステーション、在籍園で共有しますので、あらかじめご承知おきください。
11. 保育ステーションの利用を止めたい場合は、速やかに、鴻巣市保育ステーション事業利用中止届（様式第5号）を提出してください。なお、利用中止届が提出されない限り、実際に利用が無くても利用料金が発生しますのでご注意ください。
12. 送迎状況確認のため、保護者の勤務先等に就労時間等を確認する場合があります。
13. 申込に当たり、虚偽の申請を行った場合は、利用を解除させていただきます。
14. 利用承諾に係る審査にあたり、市税の納付状況を確認させていただきます。また、保育料の納付状況は在籍園に確認させていただきます。
15. 保育ステーション利用料金を滞納した場合は、保育ステーションの利用を解除させていただきます。
16. 送迎バスの安全な運行上、落ち着いて送迎バスに乗車していることができないお子さまについては、保育ステーションの利用を解除させていただきます。
17. 対象児童（申込条件）に該当しなくなった場合は、保育ステーションの利用を解除させていただきます。
18. 道路交通状況や荒天等により送迎バスの運行が遅延する、もしくは運行ができなくなる場合があります。
19. その他、保育ステーションの運営事業にご理解をいただき、お子さまが安心して一日を過ごせるようご協力をお願いします。

上記の重要事項を確認し、同意のうえ、保育ステーションの利用を申し込みます。

年 月 日 保護者氏名

㊟

（自署の場合は印は不要）